

# 死亡労働災害速報（令和4年3月）

（建設業労働災害防止協会宮城県支部）

## 伐採作業中に伐倒木に強打され死亡

発生年月	令和4年3月22日（火）	13時40分 頃
業 種	建築工事業	事業場規模 不明
事故の型	激突され	起 因 物 立木

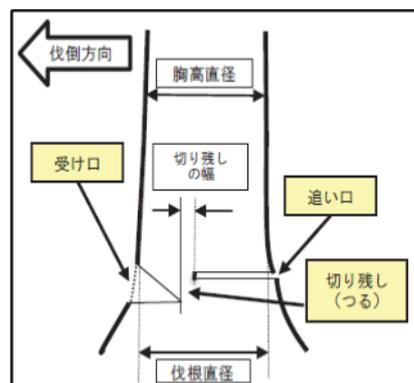
発生状況

22日午後、仙台市内の工務店の雑木林で男性（62歳）が伐採作業中、伐倒木が胸にぶつかり死亡したものの。  
被災者は、同社敷地内の雑木林で、単独で伐採作業をしていたが、「木が胸に当たった」と同僚に体調不良を訴え、事務所で休憩していた。1時間半後、事務所内で倒れているところを発見され、病院に運ばれたが、死亡が確認された。

### 〔現在関係機関で調査中のため、類似災害に係る一般的対策を列挙します。〕

（本件事故原因を示したものではありません。）

- 伐倒作業では、伐倒木が裂ける、伐倒方向が変わるなどの事故が多いことから、伐倒作業の安全な作業手順、作業方法の基礎知識をもとに、安全ミーティングを実施すること。
- 伐倒作業を行わせる場合は、立木の大きさ、形状、地形等を調査し、作業計画を立てさせるとともに、伐倒予定木の伐倒方向を変化させるような、つるがらみ、偏心状態や枝がらみの状態及び頭上に落下しそうな枯れ枝がないかを確認すること。
- 受け口を切る前に、退避場所をきめ、退避路を確保すること。また、退避場所は、伐倒方向の反対側の上方で伐倒木から3m以上離れた立木の陰などを選び、立木が倒れはじめたら直ちに退避すること。（当該伐倒業者以外は、立木の高さの2倍相当の距離の半径は立入禁止とする。）
- チェーンソーにて、立木の伐倒作業を行なわせる場合は、労働安全衛生規則に係る特別教育（令和2年8月より教育科目が追加）を修了した者に従事させること。また、立木の大きさ、形状等状況に応じて、同教育修了者でも、十分な技能を有する者を配置すること。
- あらかじめ、緊急時（労働災害の発生時、労働者の所在不明時、体調不良の訴え等）に対処するため、携帯電話等による通信可能な範囲、作業中の相互の連絡方法、緊急時の責任者・関係機関への連絡体制を確認・明示しておくこと。また、負傷時の救急措置、医療機関への搬送について、社内で教育・訓練を実施しておくこと。



受け口・追い口の関係図

災害原因と災害防止対策